

奥入瀬溪流エコツーリズム強化検討業務 説明書

令和 8 年 4 月 16 日

青森県道路課

青森県 県土整備部 道路課発注の奥入瀬溪流エコツーリズム強化検討業務についての簡易公募型プロポーザル方式に係る手続きへの参加希望者の募集については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 公告日

令和 8 年 4 月 16 日

2. 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ

T E L : 017-734-9651 (直通)

F A X : 017-734-8189

3. 業務名

奥入瀬溪流エコツーリズム強化検討業務

4. 業務概要

4.1 業務の目的

奥入瀬溪流のエコツーリズムの強化による観光需要の掘り起こしを目的に、自然観光資源の現地調査結果をとりまとめる。また、奥入瀬溪流の自然博物館（フィールドミュージアム）としての価値を発信するため、Web ページ「奥入瀬フィールドミュージアム」のコンテンツを充実させ、奥入瀬溪流の魅力をより多く深く伝えるための仕組みづくりを行う。さらに、奥入瀬アカデミー・環境教育を実施し県民に対して奥入瀬フィールドミュージアムとしての価値と魅力を発信する。

4.2 業務内容

4.2.1 奥入瀬自然観光資源モニタリング調査

過年度調査でカテゴリ分けした以下の自然観光資源要素に基づき、奥入瀬溪流 14 キロ区間の遊歩道周辺・国道 102 号沿い周辺の植生等モニタリングを行い、情報の追加・修正、状況変化等を把握する。データ整理のうえ、取りまとめる。調査手法は技術提案による。

(1) 自然観光資源要素（調査カテゴリ）

樹木、野草、シダ類、蘚苔類、地衣類、菌類・変形菌、鳥類、哺乳類、両生類・爬虫類、昆虫・その他生物、魚類など

(2) 調査期間・頻度

遊歩道周辺：契約後～令和 8 年 11 月頃まで 月 5 日以上

国道沿い周辺：契約後～令和 9 年 2 月頃まで 月 5 日以上

4.2.2 奥入瀬自然観光資源発信

(1) Web ページ「奥入瀬フィールドミュージアム」の運営・管理

より多くのエコツーリズム関心層へリーチさせ、奥入瀬溪流のフィールドミュージアムとしての価値を発信する Web ページ「奥入瀬フィールドミュージアム」の運営・管理を行う。

- ・ サイト管理

現地の状況と齟齬が生じた場合は、随時情報のアップデートを行う。Web サーバの管理、バックアップを行う。

- ・ サイト修正

生き物図鑑のページについて情報の追加、修正を行い、内容を充実させる。情報の追加および修正量の目安は 50 種類程度とする。ただし、修正数に上限はない。

ツアーガイドページについて情報の追加、修正を行い、内容を充実させる。

- ・ コラム掲載 I

自然観光資源モニタリング調査などから得られた情報や知見を一般読者向けのコラムとして掲載し、エコツーリズム関心層へ発信する。掲載回数および頻度は、令和 8 年 6 月から令和 9 年 3 月まで 1 本/月ずつ、全 10 回実施するものとする。

- ・ コラム掲載 II

奥入瀬フィールドミュージアムを主題とした写真日記をダイアリー形式で連日掲載すること。令和 8 年 6 月から令和 9 年 3 月まで 1 本/日ずつ、全 290 回程度実施するものとする。

(2) その他奥入瀬自然博物館発信媒体の作成

過年度の奥入瀬自然観光資源モニタリング調査等を活用し、奥入瀬自然博物館発信媒体を制作する。発信媒体については技術提案による。

4.2.3 奥入瀬アカデミーの運営

(1) 奥入瀬アカデミーの運営

県民を対象に、広報による奥入瀬の PR、教育を実施することで即戦力となる人財を育成するため、下記予定表に記載している「奥入瀬アカデミー」について講師を招請し、準備や運営、運営補助を実施する。招請に要する旅費・交通費、会場使用料等、奥入瀬アカデミー開催に要する費用を含む。

なお、講演内容については調査職員と協議のうえ決定する。

名称	開催月
第1回 奥入瀬アカデミー	6月頃
第2回 奥入瀬アカデミー	7月頃
第3回 奥入瀬アカデミー	11月頃

(2) 奥入瀬アカデミー実施記録作成

専門講座の内容について、県民に向けた広報用の開催記録を作成すること。

(3) 奥入瀬アカデミー広報

1) 奥入瀬アカデミー専用ホームページの運営・管理

奥入瀬アカデミー専用のホームページの運営・管理を行うこと。

2) チラシ・ポスターデザインの作成

奥入瀬アカデミーの広報用ポスターデザインを作成すること。

4.2.4 環境教育の実施

奥入瀬の魅力と価値、さらには将来の姿を県民に周知し、奥入瀬に関与する人財を育成することで、ガイドや担い手の育成・質の向上と体験プログラム等の充実を図り、来訪者の満足度向上と滞在時間の増加を目指す。具体的には、県民を対象に奥入瀬・十和田をフィールドとした環境教育を実施し、地域に根差した次代を担う人財を育成するとともに、将来的には十和田市の学校におけるカリキュラム化を目指す。

下記の頻度でフィールドを用いた環境教育を実施するほか、カリキュラム化を想定した教材等の作成を想定している。手法については、技術提案による。

(1) 教育教材の作成

既存の教科書、指導要領等を踏まえ、奥入瀬・十和田湖をフィールドとした環境・交通・理科等の総合学習へつなげるよう教育教材を作成する。

(2) フィールド教育

青森県内の児童、生徒、学生及び社会人等を対象としたフィールド教育を4回以上実施する。

4.2.5 報告書の作成

4.2 に係る報告書を作成すること。

4.3 企画提案書に求める特定テーマ

「奥入瀬自然観光資源モニタリング調査、発信、及び環境教育の効果的な手法について」

4.4 業務規模の目安

業務規模は、29,500 千円程度（税込み）を想定している。

4.5 履行期限

令和 9 年 3 月 26 日

5. 参加資格要件

本業務に係る簡易公募型プロポーザルは、企画提案書提出時点において、次に掲げる事項をすべて満たすことを参加資格の要件とする。なお、複数の事業者の共同による応募も可能とする。

5.1 参加資格について

- (1) 過去 10 年以内（平成 28 年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に完成（完了登録）したもの）において、国又は地方公共団体から「同種又は類似業務」を受注した実績を 1 件以上有する者であること。なお、日本国内の業務に限る。共同による応募の場合は、代表者が実績を 1 件以上有すること。
 - 1) 同種業務：十和田八幡平国立公園十和田地区におけるエコツーリズム強化検討業務又は自然環境調査業務
 - 2) 類似業務：青森県内におけるエコツーリズム強化検討業務又は自然環境調査業務
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 青森県財務規則（昭和 3 9 年 3 月青森県規則第 1 0 号）第 1 2 8 条の規定に該当しないこと。
- (4) 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 2 8 日付け青監第 6 3 3 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 指名停止要領別表第 9 号から第 1 5 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

5.2 共同による応募について

複数の事業者が共同で応募するためには、5.1 の参加資格のほか、次の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 関係する事業者の中から代表者を1者選定すること。
- (2) 関係する事業者が他の提案に係る構成員になっていないこと。
- (3) 関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。

6. 企画提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

6.1 企画提案書の作成方式

企画提案書の様式は、別添（様式-1～様式-4）に示すとおりとする。様式-1～様式-4 及び 6.2 において、「任意様式」で可と指定したもの以外の様式で作成した企画提案書は評価の対象としない。

6.2 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(様式-1) 企画提案書提出届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書の提出者に係る内容を記載する。
(様式-1) 同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同種又は類似業務の実績を記載する。 ・ 同種または類似業務は、5.1 (1) のとおり。 ・ 同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写し及び、特記仕様書等の業務の内容が分かる書類を提出すること。
(様式-2) 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の担当者氏名、所属・役職、担当する業務内容について、簡潔に記載する。 ・ 複数の事業者の共同による応募の場合や、再委託の場合は、企業名等も記載すること。 ・ 他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先及びその理由（企業の特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
(様式-3) 特定テーマに対する企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定テーマ「奥入瀬自然観光資源モニタリング調査、発信及び環境教育の効果的な手法について」を具体的に提案する。 ・ 記載にあたり概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは差し支えない。 ・ 特定テーマに対する企画提案はA4版1枚程度とする。
参考概算見積 (参考様式を参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務に係る参考見積を提出すること。 ・ 参考見積価格は、提示した業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 ・ A4版の任意様式での提出とするが、参考様式を参照すること。

6.3 添付書類

同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写し及び、特記仕様書等の業務の内容が分かる書類を提出すること。

6.4 提供資料

- (1) バイパス完成後の奥入瀬・十和田地域の目指す姿をとりまとめた「奥入瀬ビジョン」(H30 策定) (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/files/oirase_vision.pdf)
- (2) 「奥入瀬ビジョン」実現に向けた事業構想(案) (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/files/oirase_jigyokousou_20260_2.pdf)
- (3) 奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会ホームページ(過去のポスターやパンフレットの内容を含む) (<https://www.eco-oirase.com>)
- (4) 奥入瀬フィールドミュージアムホームページ (<https://oirase-fm.com/>)
- (5) 過年度の成果を貸与する。貸与方法については「10. 業務説明書に係る質問受付及び回答」に準じ、メールで受け付ける。

6.5 提出期間、提出先及び提出方法

企画提案書等の提出は、以下のとおりとする。

6.5.1 提出期間

令和8年4月16日(木) から 令和8年5月12日(火) 17:00まで

6.5.2 提出方法

企画提案書及び添付書類を1つのPDFファイルとし、下記提出先にメール添付又は大容量ファイル送信サービスにより提出する。

メールの件名は「【奥入瀬溪流エコツーリズム強化検討業務】提案書の送付」とすること。

6.5.3 提出先

doro@pref.aomori.lg.jp (青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ 担当 蛭名 宛て)

6.5.4 受信確認

提出した際は、行き違いを避けるため、必ず受信確認を行うものとし、提出者から下記担当者まで連絡を必ず行うこと。

青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ 担当 蛭名 017-734-9651

6.5.5 その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

6.6 企画提案書の特定

企画提案書の特定は、7. の評価項目及び評価基準に基づいて行い、必要に応じてヒアリングを実施のうえ、契約予定者に特定された者には令和8年5月中旬頃から順次特定通知書をもって通知する。

6.7 ヒアリング

ヒアリングの有無について令和8年5月14日頃に様式-1に記載した担当者メールアドレスに連絡する。必要と判断した場合は令和8年5月15日(金)～5月19日(火)のうちいずれか1

日で調整するものとし、ヒアリング場所は青森県庁、時間は30分とする。なお、ヒアリングに係る資料作成・旅費等の費用は提出者の負担とする。

7. 企画提案書を特定するための基準

企画提案書の特定をする際の評価ウエイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点	評価基準	評価ウエイト
企業評価 30点	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ※複数の事業者の共同による応募の場合、代表事業者のみを評価する。 ※同種・類似業務は、5.1 (1) に記載のとおり。	①：20点 ②：10点
	本店もしくは支店の所在地	下記の順位で評価する。 ①青森県内に本店もしくは支店を有する。 ②青森県内に本店もしくは支店を有しない。 ※複数の事業者の共同による応募の場合、代表事業者のみを評価する。	①：10点 ②：0点
特定テーマに対する企画提案 60点	地域精通度 15点	記載内容が奥入瀬溪流の地域特性、奥入瀬ビジョンや奥入瀬フィールドミュージアムの理念に合致すると認められる場合、優位に評価する。 ①奥入瀬溪流の地域特性、奥入瀬ビジョン、奥入瀬フィールドミュージアムの理念に合致する。 ②概ね合致するが、一部地域特性が踏まえられていない。 ③合致しない。	①：15点 ②：10点 ③：0点
	業務理解度 10点	目的・条件・内容が簡潔に記載されていると認められる場合、優位に評価する。 ①業務目的を十分理解しており、丁寧で分かりやすく記載ミスがない ②業務目的を十分理解しており、丁寧で分かりやすく記載ミスがほとんどない ③業務目的について一定程度の理解があり、記載ミスがほとんどない ④業務目的の理解はあるが、記載ミス等が目立つ ⑤記載なし又は業務目的を十分理解しているとは言えない	①：10点 ②：8点 ③：6点 ④：4点 ⑤：0点
	的確性 10点	テーマの重要度及び難易度を考慮した提案となっていると認められる場合、優位に評価する。 ①テーマの重要度及び難易度を考慮した提案であり、丁寧で分かりやすく記載ミスがない ②テーマの重要度及び難易度を考慮した提案であり、丁寧で分かりやすく記載ミスがほとんどない ③テーマの重要度及び難易度について記載があり、記載ミスがほとんどない ④テーマの重要度及び難易度について記載があるが、理解度不足であると言える ⑤テーマの重要度及び難易度について記載なし	①：10点 ②：8点 ③：6点 ④：4点 ⑤：0点

評価項目	評価の着眼点	評価基準	評価ウエイト
	実現性 15点	<p>長期的視点を踏まえた提案内容で説得力があり、実現性があると認められる場合、優位に評価する。</p> <p>①青樫山バイパス開通後の奥入瀬溪流の長期的視点を踏まえた提案内容であり、非常に説得力のある実現できる提案である。また、丁寧で分かりやすく記載ミスがない</p> <p>②非常に説得力のある提案であり、実現できる可能性が高い。また、丁寧で分かりやすく記載ミスがほとんどない</p> <p>③説得力のある提案であり、実現できると考えることができる。また、記載ミスがほとんどない</p> <p>④説得力に乏しく、実現困難な提案である</p> <p>⑤説得力がなく、実現不可能な提案である。</p>	<p>①：15点</p> <p>②：10点</p> <p>③：6点</p> <p>④：3点</p> <p>⑤：0点</p>
	独創性 10点	<p>優れた具体的な提案がある場合、優位に評価する。</p> <p>①非常に独創性に優れた具体的な提案がある。</p> <p>②独創性に優れた提案がある。</p> <p>③独創性がない。</p>	<p>①：10点</p> <p>②：5点</p> <p>③：0点</p>
コスト 10点	概算見積 10点	<p>①見積額/業務規模の目安が90%以下</p> <p>②見積額/業務規模の目安が100%以下</p> <p>③見積額/業務規模の目安が100%を超える</p>	<p>①：10点</p> <p>②：5点</p> <p>③：0点</p>

8. 非特定理由に関する事項

8.1 非特定通知の送付

企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由を令和8年5月下旬までに通知する。

8.2 非特定理由の説明

上記8.1の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、担当部局に対し非特定理由について書面により説明を求めることができる。

8.3 非特定の回答

上記8.2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により行う。

8.4 非特定の説明請求提出先

非特定理由の説明請求の提出先は6.5.3と同様とする。

9. その他留意事項

9.1 使用通貨

各提出書類の作成等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9.2 契約保証金の免除

青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

9.3 契約書の作成の要否

契約書の作成は必要とする。

9.4 無効となる企画提案書

企画提案書が次のいずれかに該当する場合、無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 参加資格要件を満たさなかった場合

9.5 提出書類の作成、ヒアリング等に要する費用負担

各提出書類の作成、ヒアリング等に要する費用は、提出者の負担とする。

9.6 提出書類の使用目的

各提出書類は、本業務及びそれに係る公募型プロポーザルの実施以外の目的に使用しない。

9.7 虚偽の記載

各提出書類に虚偽の記載を行った場合は、全ての提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

9.8 提出後の提出書類返却

各提出書類は、受理後返却しない。ただし、特定されなかった企画提案書は、その返却を希望した者に限り返却する。なお、企画提案書は特定その他の作業のため必要な範囲において複製を作成することがある。

9.9 資料の無断使用

企画提案書の作成のために発注者から提供を受けた資料がある場合、その資料は発注者の了解なく公表及び使用することはできない。

9.10 提出期間外の差替え、再提出など

提出期間以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。また、企画提案書に記載した配置予定担当者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

9.11 特定された者の公表

特定された者の会社名等は公表する。

9.12 企画提案書の公表の有無

提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

10. 業務説明書に係る質問受付及び回答

質問は電子メールで受け付ける。回答は受理日の翌日から3日（休日を含まない。）以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

10.1 業務説明書質問期間

令和8年4月16日（木） から 令和8年5月8日（金）17時まで

10.2 質問先

青森県 県土整備部 道路課 整備推進グループ (mail : doro@pref.aomori.lg.jp)

10.3 閲覧場所

下記道路課ホームページで閲覧に供する。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/oirase-ecotourism-proposal.html>

10.4 閲覧期間

回答の翌日から令和8年5月12日(火)17時まで

10.5 その他注意事項

10.5.1 メールの件名

メールの件名は「【奥入瀬溪流エコツーリズム強化検討業務】質問の送付」とする。

10.5.2 質問者の情報

メールには回答を受け付ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

10.5.3 回答しない質問について

次の質問に対しては回答しない。

- (1) 本説明書の明らかな誤読による質問
- (2) 本説明書に対する質問者の個人的な意見
- (3) 質問者の提案しようとする内容について是非を問う事項
- (4) 自ら判断又は調査すべき事項
- (5) その他本業務及びそれに係る公募型プロポーザルの実施に当たり不相当と判断される事項

以上